三、北愛琺瑯工業株式会社に対する件

昭和四十六年（排）第二十七号

排除命令

北海道札幌市北一条東八丁目二番地
北愛琺瑯工業株式会社
右代表者　代表取締役　斎藤祐三

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　北愛琺瑯工業株式会社は、取引先である小売業者を対象に、昭和四十五年三月一日から同年八月三十一日までを期間とし、「第三回トラベルセール」と称して行なった景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四十二年公正取引委員会告示第十七号）第一項の規定に違反したものである旨および今後、このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示するとともに、「第三回トラベルセール」の通知を受けた同社の取引先小売業者に対し同様の趣旨の通知をしなければならない。この公示および通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後その販売する商品のうち、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」別表に掲げる商品の販売

に関し、当該商品を買い受けて販売し、またはこれらの商品を使用して一般消費者に役務を提供する事業者に対し、当該事業者が新たに当該商品の取引を開始するよう誘引する手段として、または当該事業者の当該商品に係る取引高その他取引の状況が同社の定める一定の基準に該当することを条件として、一事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第二項各号に掲げる景品類を除き、年十万円をこえる景品類を提供してはならない。

三　同社は、今後一年間、前項の事業者に対し、景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項に基づいて行なった公示および通知について遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　北愛琺瑯工業株式会社（以下「北愛琺瑯」という。）は、肩書地に本店を置き、暖房用器具、排気筒、浴槽等の製造および販売業を営む事業者である。

二　北愛琺瑯は、東京都、神奈川県および千葉県の取引先小売業者を対象に、北愛琺瑯が販売する浴槽「リバースタブ」の販売について、昭和四十五年三月一日から同年八月三十一日までを期間として後記(一)の基準により景品類を提供する「第三回トラベルセール」と称する売出しを行ない、同基準に該当した者に対し、後記(二)のとおり景品類を供与した。

(一)　香港・マカオ旅行（三泊四日）

リバースタブ九十台ごとに一名を招待する。

四国旅行（二泊三日）

リバースタブ五十台ごとに一名を招待する。

伊豆・稲取旅行（一泊二日）

リバースタブ二十台ごとに一名を招待する。

(二) 香港・マカオ旅行（三泊四日、一人当り経費約八万二千五百円）

六十名を昭和四十五年十一月四日に招待した。

四国旅行（二泊三日、一人当り経費約三万四千円）

七十六名を昭和四十五年十月六日に招待した。

伊豆・稲取旅行（一泊二日、一人当り経費約一万六百円）

七十名を昭和四十五年十月一日に招待した。

しかして、北愛琵琶が、「第三回トラベルセール」によって、十万円をこえる景品類を供与したのは七事業者である。

三　しかるに、北愛琵琶が、相手方事業者一名に対して提供することができる景品類の価額は、年間十万円までであって、北愛琵琶はこの制限をこえる景品類の提供を実施したものである。

法令の適用

前記事実によれば、北愛琵琶の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十六年七月二十日

公正取引委員会

委員長　谷村裕

委員　有賀美智子

委員　高橋勝好

委員　柿沼幸一郎

委員　橋本徳男